

近畿大学医学会雑誌投稿規定

1. 近畿大学医学会は公式に2種の雑誌を刊行している。その一つは英文誌の Acta Medica Kindai University (Acta Med Kindai Univ) で、用語は英語とする。他は和文誌の近畿大学医学雑誌(近畿大医誌)で、用語は日本語とする。
2. 投稿者は原則として近畿大学医学会会員に限る。ただし、編集委員会が特に依頼したものはこの限りではない。
3. 論文は医学に関する創意的な原著、総説、症例報告などで、原則として他の刊行物に発表もしくは受理されていないものに限る。
4. 原稿は本規定および別に定める原稿作成要項に従って作成され、内容と体裁が整っており、直ちに印刷することができる状態のものでなければならない。
5. 原稿の本文の長さ、ならびに図、表、および文献の数は全体のバランスにより制限することがある。
6. ヒトを対象とする研究の報告は、ヘルシンキ宣言の原則にのっとり倫理委員会等の承認を得たものである事を記載しなければならない。また、動物実験の報告は動物愛護の精神に基づき近畿大学動物実験委員会等の承認を得たものである事を記載しなければならない。
7. 既出版の図表などの引用については出版社および著者の承認書を添付し、また個人識別ができる患者の写真を掲載するときは、患者本人もしくは法定代理人の承諾の手紙を添付することが必要である。
8. 投稿の際は、原稿(original)のデータならびに編集委員会所定の連絡票および原稿チェックリストと著作権の同意書をメールまたはSlack(院内専用連絡ツール)にて提出する。
9. 共同執筆の場合、近畿大学区学会所定の書式で、すべての共著者が当該原稿の投稿を承認したことを記述した資料を添付すること。
10. 投稿原稿の掲載の可否は、すべて編集長が依頼した担当編集委員及び複数の査読者による査読を経て、決定される。
11. 論文の掲載の順序は、原則として完成原稿の受理日の順とする。ただし、校正等に要する時間によっては掲載される号が変わることがある。
12. 校正は著者の責任において行われる。著者校正は初校のみとする。初校にあっては必要最小限の訂正に止め、行の増減を伴わないよう配慮すること。組版に影響するような大きな修正は編集長の許可を必要とする。指定の期日までに返却されないときは編集委員会の責任校了とする。
13. Acta Med Kindai Univ については、カラー写真の費用は全額著者が負担するものとする。近畿大医誌については、組版代および図版(写真を含む)費用の全額を著者が負担するものとする。また両誌とも別刷についてはすべて有料とする。尚、編集委員会からの依頼論文など特殊な場合の経費については、別途に定める。
14. 特急査読論文として当該年度の3月15日に学位記を授与されるための論文(甲)を8月1日より9月30日までの間に投稿する場合、近畿大学医学会事務局に特急査読料(100,000円)を納付した後に受付される。
15. 発行予定は、Acta Med Kindai Univ 及び近畿大医誌共に年2号(6, 12月)とする。
16. 投稿先は〒590-0197 大阪府堺市南区三原台1丁14番1号 近畿大学医学部近畿大学医学会雑誌編集室(電話 072-288-7222 内線 1418 FAX 072-298-1643 E-Mail: henshu@med.kindai.ac.jp)とする。
17. 「原稿作成の手引」は各巻の第1号に掲載されている。また、必要な場合は編集室に直接申込むこと。
18. 論文の著者および共著者は、当該論文の著作権が近畿大学に帰属すること、および掲載された論文については冊子体以外の媒体で公開されることを承諾したうえで投稿する。

(2026年6月改訂)